

技能検定実技試験手数料の額を定める規則（平成 29 年長野県規則第 33 号）の規定に基づき、技能検定実技試験手数料の額を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

令和 7 年（2025 年） 3 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（1）に規定する知事が定める額は、9,200 円とする。
- 2 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（3）のアに規定する知事が定める額は、3,100 円とする。
- 3 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（3）のイの（ア）に規定する知事が定める額は、3,100 円とする。
- 4 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（3）のイの（イ）に規定する知事が定める額は、7,600 円とする。
- 5 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（3）のウの（ア）に規定する知事が定める額は、9,200 円とする。
- 6 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（3）のウの（イ）に規定する知事が定める額は、13,700 円とする。